

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	自立支援医療費（育成医療）の支給認定
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 54 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 54 条第 1 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 29 条、附則第 12 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 36 条、第 37 条、第 38 条、第 38 条の 2、第 39 条</p>
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>申請に係る障害者又は障害児が、その心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要があり、かつ、当該障害者若しくは障害児又はその属する世帯の他の世帯員の所得の状況、治療状況その他の事情を勘案して障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 29 条の基準に該当する場合（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 54 条第 1 項ただし書の場合を除く。）に、次の通知の要領において支給認定を行う。</p> <p>自立支援医療費の支給認定について（抄） 平成 18 年 3 月 3 日障発第 0303002 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知 （最終改正：障発第 0327 第 19 号平成 27 年 3 月 27 日）</p> <p>別紙 2 自立支援医療費（育成医療）支給認定実施要綱</p> <p>第 2 育成医療の対象 育成医療の対象となる児童は、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 4 条の規定による別表に掲げる程度の身体上の障害を有する児童又は現存する障害若しくは疾患に係る医療を行わないときは、将来において同別表に掲げる障害と同程度の障害を残すと認められる児童であって、確実な治療の効果が期待できるものとする。</p> <p>1 育成医療の対象となる障害は、次のとおり障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（以下「施行規則」という。）第 6 条の 17 で定めるものであること。</p> <p>(1) 視覚障害によるもの (2) 聴覚、平衡機能の障害によるもの (3) 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害によるもの</p>

- (4) 肢体不自由によるもの
- (5) 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又は肝臓の機能の障害によるもの
- (6) 先天性の内臓の機能の障害によるもの（(5)に掲げるものを除く。）
- (7) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害によるもの

2 内臓の機能の障害によるものについては、手術により、将来、生活能力を維持できる状態となるものに限ることとし、いわゆる内科的治療のみのものは除くこと。

なお、腎臓機能障害に対する人工透析療法、腎移植術後の抗免疫療法、小腸機能障害に対する中心静脈栄養法、心臓機能障害に対する心移植術後の抗免疫療法及び肝臓機能障害に対する肝臓移植後の抗免疫療法については、それらに伴う医療についても対象となるものであること。

3 自立支援医療費の支給の対象となる育成医療の内容は、次のとおりとする。

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- (4) 居宅における療養上の管理及びその治療に伴う世話その他の看護
- (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- (6) 移送（医療保険により給付を受けることができない者の移送に限る。）

第4 支給認定

1 市町村長が所定の手続による申請を受理した場合は、備付けの自立支援医療申請受理簿に記入した上で、受診者について育成医療の要否等に関し、育成医療の対象となる障害の種類、具体的な治療方針、入院又は通院回数等の医療の具体的な見通し及び育成医療によって除去軽減される障害の程度について具体的に認定を行うとともに、支給に要する費用の概算額の算定を行うこと。

なお、自立支援医療費の支給に要する費用の概算額は、健康保険診療報酬点数表を用いて、指定自立支援医療機関において実施する医療の費用（食事療養の費用を除く。）について算定すること。

2 市町村長は当該申請について、育成医療が必要かどうか医学的な判断を行うこと。判断を行うための審査体制を独自で構築できない市町村においては、近隣自治体との一部事務組合や広域連合を設置し審査体制を構築すること。

3 市町村長は、当該申請について、育成医療を必要とすると認められた場合は、「世帯」の所得状況を確認の上、令第35条第1項第1号に規定する高額治療継続者（以下「重度かつ継続」という。）への該当の有無の判断及び自立支援医療費支給認定通則実施要綱第2に定める負担上限月額額の認定を行った上で、施行規則の定めるところにより、自立支援医療受給者証（以下「受給者証」という。）を交付すること。また、必要に応じ自己負担上限額管理票を申請者に交付すること。なお、認定を必要としないと認められる場合については、認定しない旨、通知書を申請者に交付すること。

4 育成医療の提供に関する具体的方針は、受給者証裏面に詳細に記入すること。

5 自立支援医療費の支給の範囲は、受給者証に記載されている医療に関する費用に限られること。

6 支給認定の有効期間が必要以上に長期に及ぶことは、予算の適正化の見地から厳に戒むべきところであるので、有効期間は原則3か月以内とし、有効期間が3か月以上に及ぶ支給認定を行うに当たっては、特に慎重に取り扱われたいこと。なお、腎臓機能障害における人工透析療法及び免疫機能障害における抗HIV療法等治療が長期に及ぶ場合についても最長1年以内とすること。

7 育成医療を受ける指定自立支援医療機関の指定は同一受診者に対し原則1か所とすること。ただし、医療に重複がなく、やむを得ない事情がある場合に限

	<p>り、例外的に複数指定することを妨げない。</p> <p>8 受診者が死亡した場合又は身体の状態から育成医療を受ける必要がなくなった場合は、交付していた受給者証を速やかに市町村長に返還させること。</p> <p>9 受診者が、支給認定の有効期間内に満18歳になった場合であっても、当初の支給認定の有効期間中は育成医療の支給認定の取消しは行わないものとする。なお、当初の支給認定の有効期間を超えて再度の育成医療の支給認定を行うことはできないものとする。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p><input checked="" type="checkbox"/>設定 <input type="checkbox"/>未設定</p> <p>40日</p>
備 考	
設 定 日	平成27年10月31日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	自立支援医療費（更生医療）の支給認定
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 54 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 54 条第 1 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 29 条、附則第 12 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 36 条、第 37 条、第 38 条、第 38 条の 2、第 39 条</p>
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>申請に係る障害者又は障害児が、その心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要があり、かつ、当該障害者若しくは障害児又はその属する世帯の他の世帯員の所得の状況、治療状況その他の事情を勘案して障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 29 条の基準に該当する場合（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 54 条第 1 項ただし書の場合を除く。）に、次の通知の要領において支給認定を行う。</p> <p>自立支援医療費の支給認定について（抄） 平成 18 年 3 月 3 日障発第 0303002 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知 （最終改正：障発第 0327 第 19 号平成 27 年 3 月 27 日）</p> <p>別紙 3 自立支援医療費（更生医療）支給認定実施要綱</p> <p>第 2 更生医療の対象 更生医療の対象となる者は、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 4 条に規定する身体上の障害を有すると認められる者であって、確実な治療の効果が期待できるものとする。</p> <p>1 更生医療の対象となる障害は、次のとおり障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）第 6 条の 18 で定めるものであること。</p> <p>(1) 視覚障害によるもの (2) 聴覚、平衡機能の障害によるもの (3) 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害によるもの (4) 肢体不自由によるもの (5) 心臓、腎臓、小腸又は肝臓の機能の障害によるもの（日常生活が著しい</p>

制限を受ける程度であると認められるものに限る。)

(6) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害によるもの(日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるものに限る。)

- 2 更生医療の対象となる障害は、臨床症状が消退しその障害が永続するものに限られること。また、更生医療の対象となる医療は、当該障害に対し確実な治療の効果が期待できるものに限られることから、当該障害に該当しても、他の法令等に基づく他の趣旨の医療により治療される部分については、更生医療の対象にならないこと。内臓の機能の障害によるものについては、手術により障害が補われ、又は障害の程度が軽減することが見込まれるものに限るものとし、いわゆる内科的治療のみのもは除くこと。

なお、腎臓機能障害に対する人工透析療法、腎移植術後の抗免疫療法、小腸機能障害に対する中心静脈栄養法、心臓機能障害に対する心移植術後の抗免疫療法及び肝臓機能障害に対する肝臓移植術後の抗免疫療法については、それらに伴う医療についても対象となるものであること。

- 3 自立支援医療費の支給の対象となる更生医療の内容は以下のとおりとする。
- (1) 診察
 - (2) 薬剤又は治療材料の支給
 - (3) 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
 - (4) 居宅における療養上の管理及びその治療に伴う世話その他の看護
 - (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
 - (6) 移送(医療保険により給付を受けることができない者の移送に限る。)

第4 更生医療の要否の判定

- 1 判定の依頼を受けた更生相談所の長は申請者について判定を行い、判定書及び付属書類を作成し市町村長に送付すること。
- 2 判定は、申請者について、医学的に支給認定を行うかどうかについての的確な判定を行い、更生医療を必要とすると認められた者については、医療の対象となる障害の種類、令第35条第1項第1号に規定する高額治療継続者(以下「重度かつ継続」という。)の対象疾病であるか否か、具体的な治療方針、入院又は通院回数等の医療の具体的な見通し及び更生医療によって除去軽減される障害の程度について具体的に判断を行うとともに、支給に要する費用の概算額の算定を行うこと。

なお、自立支援医療費の支給に要する費用の概算額は、健康保険診療報酬点数表を用いて、指定自立支援医療機関において実施する医療の費用(食事療養及び生活療養の費用を除く。)について算定すること。また、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の対象者の更生医療については、高齢者の療養の給付に要する費用の額の算定方法及び診療方針の例によって行うものとする。

第5 支給認定

- 1 市町村長は、更生相談所の判定の結果、更生医療を必要とすると認められた申請者について、支給認定を行い、自立支援医療受給者証(以下「受給者証」という。)を交付すること。

また、判定の結果、更生医療を必要としないと認められた者については本要綱第3の3の却下手続に準じて通知書を交付すること。

なお、支給認定の際に指定自立支援医療機関において実施する医療以外に移送等を必要とすると認められた者については、それらに要する費用額の算定を行った調査書を作成すること。

- 2 受給者証の交付に当たっては、「世帯」の所得状況及び更生相談所の判定書に基づき、重度かつ継続への該当の有無の判断及び自立支援医療費支給認定通則

	<p>実施要綱第2に定める負担上限月額の設定を行った上で、施行規則の定めるところにより、受給者証を交付すること。また、必要に応じ自己負担上限額管理票を申請者に交付すること。なお、認定を必要としないと認められる場合については認定しない旨、通知書を申請者に交付すること。</p> <p>3 更生医療の提供に関する具体的方針は、判定書に基づき、受給者証裏面に詳細に記入すること。</p> <p>4 自立支援医療費の支給の範囲は、受給者証に記載されている医療に関する費用に限られること。</p> <p>5 支給認定の有効期間が必要以上に長期に及ぶことは、予算の適正化の見地から厳に戒むべきところであるので、有効期間は原則3か月以内とし、有効期間が3か月以上に及ぶ支給認定を行うに当たっては、特に慎重に取り扱われたいこと。なお、腎臓機能障害における人工透析療法及び免疫機能障害における抗HIV療法等治療が長期に及ぶ場合についても最長1年以内とすること。</p> <p>6 更生医療を受ける指定自立支援医療機関の指定は同一受診者に対し原則1か所とすること。ただし、医療に重複がなく、やむを得ない事情がある場合に限って、例外的に複数指定することを妨げない。</p> <p>7 受診者が死亡した場合又は医療を受けることを中止した場合は、交付していた受給者証を速やかに市町村長に返還させること。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>40日</p>
備 考	
設 定 日	平成27年10月31日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	自立支援医療費（育成医療）の支給認定の変更の認定
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 56 条第 2 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 56 条第 1 項・第 2 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 44 条、第 45 条</p>
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>支給認定障害者又は障害児について、現に受けている支給認定に係る事項について変更の必要があるときは、その者の申請に基づき次の通知の要領により支給認定の変更の認定を行う。</p> <p>自立支援医療費の支給認定について（抄） 平成 18 年 3 月 3 日障発第 0303002 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知 （最終改正：障発第 0327 第 19 号平成 27 年 3 月 27 日） 別紙 2 自立支援医療費（育成医療）支給認定実施要綱</p> <p>第 5 育成医療の再認定及び医療の具体的方針の変更</p> <p>1 支給認定の有効期間が終了した際の再度の支給認定（以下「再認定」という。）を申請する場合、申請者は、申請書に再認定の必要性を詳細に記した医師の意見書、被保険者証等及び受診者の属する「世帯」の所得の状況等が確認できる資料のほか、腎臓機能障害に対する人工透析療法の場合については、特定疾病療養受療証の写しを添付の上、市町村長あて申請させること。市町村長は、再認定が必要であると認められるものについて、再認定後の新たな受給者証を交付すること。また、再認定を必要としないと認められるものについては認定しない旨を本要綱第 4 の 3 の却下手続に準じて通知書を交付すること。</p> <p>2 有効期間内における医療の提供に関する具体的方針の変更については、変更の申請書に変更の必要性を詳細に記した医師の意見書を添付の上、市町村長あて受給者に申請させること。市町村長は当該申請について育成医療の変更の要否等について変更が必要であると認められる場合は、変更後の新たな受給者証を交付すること。</p> <p>なお、医療の提供に関する具体的方針の変更の効力の始期は、変更を決定した日以降とすること。また、変更を必要としないと認められるものについては、</p>

	<p>認定しない旨を本要綱第4の3の却下手続に準じて通知書を交付すること。 (参考：第5の1関係)</p> <p>第4 支給認定</p> <p>3 市町村長は、当該申請について、育成医療を必要とすると認められた場合は、「世帯」の所得状況を確認の上、令第35条第1項第1号に規定する高額治療継続者（以下「重度かつ継続」という。）への該当の有無の判断及び自立支援医療費支給認定通則実施要綱第2に定める負担上限月額の設定を行った上で、施行規則の定めるところにより、自立支援医療受給者証（以下「受給者証」という。）を交付すること。また、必要に応じ自己負担上限額管理票を申請者に交付すること。なお、認定を必要としないと認められる場合については、認定しない旨、通知書を申請者に交付すること。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>40日</p>
備 考	
設 定 日	平成27年10月31日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	自立支援医療費（更生医療）の支給認定の変更の認定
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 56 条第 2 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 56 条第 1 項・第 2 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 44 条、第 45 条</p>
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>支給認定障害者又は障害児について、現に受けている支給認定に係る事項について変更の必要があるときは、その者の申請に基づき次の通知の要領により支給認定の変更の認定を行う。</p> <p>自立支援医療費の支給認定について（抄） 平成 18 年 3 月 3 日障発第 0303002 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知 （最終改正：障発第 0327 第 19 号平成 27 年 3 月 27 日） 別紙 3 自立支援医療費（更生医療）支給認定実施要綱</p> <p>第 6 更生医療の再認定及び医療の具体的方針の変更</p> <p>1 支給認定の有効期間が終了した際の再度の支給認定（以下「再認定」という。）を申請する場合、申請者は、申請書に再認定の必要性を詳細に記した医師の意見書、被保険者証等及び受診者の属する「世帯」の所得の状況等が確認できる資料のほか、腎臓機能障害に対する人工透析療法の場合については、特定疾病療養受療証の写しを添付の上、市町村長あて申請させること。市町村長は、更生相談所の長に対し、再認定の要否等についての判定を依頼するとともに、更生相談所の判定の結果、再認定が必要であると認められるものについて、再認定後の新たな受給者証を交付すること。また、再認定を必要としないと認められるものについては認定しない旨、本要綱第 5 の 2 の却下手続に準じて通知書を交付すること。</p> <p>2 有効期間内における医療の提供に関する具体的方針の変更について、変更の申請書に変更の必要性を詳細に記した医師の意見書を添付の上、市町村長あて申請すること。市町村長は、更生相談所の長に対し、変更の要否等についての判定を依頼するとともに、更生相談所の判定の結果、変更が必要であると認められるものについて、変更後の新たな受給者証を交付すること。</p>

	<p>なお、医療の具体的方針の変更の効力の始期は、変更を決定した日以降とすること。また、変更を必要としないと認められるものについては認定しない旨、本要綱第5の2の却下手続に準じて通知書を交付すること。</p> <p>(参考：第6の1関係)</p> <p>第5 支給認定</p> <p>2 受給者証の交付に当たっては、「世帯」の所得状況及び更生相談所の判定書に基づき、重度かつ継続への該当の有無の判断及び自立支援医療費支給認定通則実施要綱第2に定める負担上限月額の設定を行った上で、施行規則の定めるところにより、受給者証を交付すること。また、必要に応じ自己負担上限額管理票を申請者に交付すること。なお、認定を必要としないと認められる場合については認定しない旨、通知書を申請者に交付すること。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>40日</p>
備 考	
設 定 日	平成27年10月31日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	自立支援医療費（育成医療）の支給
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 58 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 58 条第 1 項・第 3 項・第 4 項</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 35 条</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 50 条、第 51 条の 2、第 52 条、第 53 条、第 54 条、第 55 条、第 56 条</p>
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>支給認定に係る障害者又は障害児が、支給認定の有効期間内において、指定自立支援医療機関から当該指定に係る自立支援医療（育成医療）を受けたときは、当該支給認定障害者等に対し、当該指定自立支援医療に要した費用について、次の通知の要領により自立支援医療費を支給する。</p> <p>自立支援医療費の支給認定について（抄）</p> <p style="text-align: right;">平成 18 年 3 月 3 日障発第 0303002 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知 （最終改正：障発第 0327 第 19 号平成 27 年 3 月 27 日）</p> <p>別紙 2</p> <p style="text-align: center;">自立支援医療費（育成医療）支給認定実施要綱</p> <p>第 2 育成医療の対象</p> <p>育成医療の対象となる児童は、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 4 条の規定による別表に掲げる程度の身体上の障害を有する児童又は現存する障害若しくは疾患に係る医療を行わないときは、将来において同別表に掲げる障害と同程度の障害を残すと認められる児童であつて、確実な治療の効果が期待できるものとする。</p> <p>1 育成医療の対象となる障害は、次のとおり障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（以下「施行規則」という。）第 6 条の 17 で定めるものであること。</p> <p>(1) 視覚障害によるもの</p> <p>(2) 聴覚、平衡機能の障害によるもの</p> <p>(3) 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害によるもの</p> <p>(4) 肢体不自由によるもの</p> <p>(5) 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又は肝臓の機能の障</p>

	<p>害によるもの</p> <p>(6) 先天性の内臓の機能の障害によるもの（(5)に掲げるものを除く。）</p> <p>(7) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害によるもの</p> <p>2 内臓の機能の障害によるものについては、手術により、将来、生活能力を維持できる状態となるものに限ることとし、いわゆる内科的治療のみのものは除くこと。</p> <p>なお、腎臓機能障害に対する人工透析療法、腎移植術後の抗免疫療法、小腸機能障害に対する中心静脈栄養法、心臓機能障害に対する心移植術後の抗免疫療法及び肝臓機能障害に対する肝臓移植後の抗免疫療法については、それらに伴う医療についても対象となるものであること。</p> <p>3 自立支援医療費の支給の対象となる育成医療の内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 診察</p> <p>(2) 薬剤又は治療材料の支給</p> <p>(3) 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術</p> <p>(4) 居宅における療養上の管理及びその治療に伴う世話その他の看護</p> <p>(5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護</p> <p>(6) 移送（医療保険により給付を受けることができない者の移送に限る。）</p> <p>第6 自立支援医療費の支給の内容</p> <p>1 自立支援医療費の支給の対象となる育成医療の内容は、本要綱第2のとおりであるが、それらのうち治療材料等の取扱いについては、次によること。</p> <p>(1) 自立支援医療費の支給は、受給者証を指定自立支援医療機関に提示して受けた育成医療に係る費用について、市町村が当該指定自立支援医療機関に支払うことにより行うことを原則とする。</p> <p>(2) 治療材料費は、治療経過中に必要と認められた医療保険適用のものであり、最少限度の治療材料及び治療装具のみを支給すること。</p> <p>なお、この場合は現物給付をすることができること。また、運動療法に要する器具は指定自立支援医療機関において整備されているものであることから支給は認められないこと。</p> <p>(3) 移送費の支給は、事前に市町村長に申請をさせ、本人が歩行困難あること等により必要と認められる場合に支給することとすること。また、医療保険による移送費を受けることができない者について、受診者を移送するために必要とする最小限度の経費を支給することとすること。なお、家族が行った移送等の経費については認めないこと。</p> <p>(4) 治療材料費等の支給申請は、その事実について指定自立支援医療機関の医師の証明書等を添えて、受給者から市町村長に申請させること。</p> <p>2 支給認定の有効期間中において、育成医療の対象疾病に直接起因する疾病を併発した場合は、その併発病の治療についても自立支援医療費の支給の対象として差支えないこと。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>60日</p>
備 考	
設 定 日	平成27年10月31日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	自立支援医療費（更生医療）の支給
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 58 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 58 条第 1 項・第 3 項・第 4 項</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 35 条</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 50 条、第 51 条の 2、第 52 条、第 53 条、第 54 条、第 55 条、第 56 条</p>
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>支給認定に係る障害者又は障害児が、支給認定の有効期間内において、指定自立支援医療機関から当該指定に係る自立支援医療（更生医療）を受けたときは、当該支給認定障害者等に対し、当該指定自立支援医療に要した費用について、次の通知の要領により自立支援医療費を支給する。</p> <p>自立支援医療費の支給認定について（抄）</p> <p style="text-align: right;">平成 1 8 年 3 月 3 日障発第 0 3 0 3 0 0 2 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知 （最終改正：障発第 0 3 2 7 第 19 号平成 2 7 年 3 月 2 7 日）</p> <p>別紙 3</p> <p style="text-align: center;">自立支援医療費（更生医療）支給認定実施要綱</p> <p>第 2 更生医療の対象</p> <p>更生医療の対象となる者は、身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 4 条に規定する身体上の障害を有すると認められる者であって、確実な治療の効果が期待できるものとする。</p> <p>1 更生医療の対象となる障害は、次のとおり障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 1 8 年厚生労働省令第 1 9 号）第 6 条の 1 8 で定めるものであること。</p> <p>(1) 視覚障害によるもの</p> <p>(2) 聴覚、平衡機能の障害によるもの</p> <p>(3) 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害によるもの</p> <p>(4) 肢体不自由によるもの</p> <p>(5) 心臓、腎臓、小腸又は肝臓の機能の障害によるもの（日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるものに限る。）</p> <p>(6) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害によるもの（日常生活が著</p>

しい制限を受ける程度であると認められるものに限る。)

2 更生医療の対象となる障害は、臨床症状が消退しその障害が永続するものに限られること。また、更生医療の対象となる医療は、当該障害に対し確実な治療の効果が期待できるものに限られることから、当該障害に該当しても、他の法令等に基づく他の趣旨の医療により治療される部分については、更生医療の対象にならないこと。内臓の機能の障害によるものについては、手術により障害が補われ、又は障害の程度が軽減することが見込まれるものに限るものとし、いわゆる内科的治療のみのものは除くこと。

なお、腎臓機能障害に対する人工透析療法、腎移植術後の抗免疫療法、小腸機能障害に対する中心静脈栄養法、心臓機能障害に対する心移植術後の抗免疫療法及び肝臓機能障害に対する肝臓移植術後の抗免疫療法については、それらに伴う医療についても対象となるものであること。

3 自立支援医療費の支給の対象となる更生医療の内容は以下のとおりとする。

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- (4) 居宅における療養上の管理及びその治療に伴う世話その他の看護
- (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- (6) 移送（医療保険により給付を受けることができない者の移送に限る。）

第7 自立支援医療費の支給の内容等

1 市町村長は、支給認定を受けた者が更生医療を受けた指定自立支援医療機関に対し、必要に応じ、治療経過・予定報告書（以下「報告書」という。）の提出を求めること。ただし、当該指定自立支援医療機関が薬局である場合はその必要はないこと。

2 緊急かつやむを得ない事情により、支給認定の有効期間を延長する必要があると指定自立支援医療機関が認める場合には、報告書にその旨を記入して提出させること。この場合において単なる期間延長として認められる期間は2週間以内とし、かつ、1回に限ることとし、なお、更生相談所における判定は要せず、市町村長の判断により期間延長の承認を行って差し支えないこと。2週間以上の期間を要するものについては、再認定として本要綱第6の1の取扱いによること。

3 自立支援医療費の支給の対象となる更生医療の内容は、本要綱第2のとおりであるが、それらのうち治療材料等の取扱いについては、次によること。

(1) 自立支援医療費の支給は、受給者証を指定自立支援医療機関に提示して受けた更生医療に係る費用について、市町村が当該指定自立支援医療機関に支払うことにより行うことを原則とする。

(2) 治療材料費は、治療経過中に必要と認められた医療保険適用のものであり、最少限度の治療材料及び治療装具のみを支給すること。

なお、この場合は現物給付をすることができること。また、運動療法に要する器具は指定自立支援医療機関において整備されているものであることから支給は認められないこと。

(3) 移送費の支給は、医療保険による移送費を受けることができない者について、受診者を移送するために必要とする最小限度の経費を支給することとする。移送費等の支給申請は、その事実について指定自立支援医療機関の医師の証明書等を添えて、申請者から市町村長に申請させること。

なお、家族が行った移送等の経費については認めないこと。

(4) 施術はマッサージのみ認めることとし、この場合は当該指定自立医療機関にマッサージ師がなく、かつ、担当の医師の処方に基づいて指定する施術所において施術を受ける場合にのみ、その費用を支給すること。

	<p>(5) 施術料及び治療材料費の費用の算定は次によること。</p> <p>ア 施術料は保険局長通知「はり師・きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給について」により算定すること。</p> <p>イ 治療材料費の算定は、健康保険の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例によること。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定 60日
備 考	
設 定 日	平成27年10月31日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	補装具費の支給
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 76 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 23 項、第 76 条第 1 項・第 2 項</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 43 条の 2、第 43 条の 3</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 6 条の 20、第 65 条の 4、第 65 条の 7、第 65 条の 8</p> <p>補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 528 号）</p>
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>申請に係る障害者又は障害児の障害の状態からみて、当該障害者又は障害児が補装具の購入又は修理を必要とする者であると認めるときは、当該障害者又は障害児の保護者に対し、当該補装具の購入又は修理に要した費用について、補装具費を支給する。</p> <p>補装具費の支給及び費用の算定に当たっての判断基準は次に掲げるものによるほか、下記の厚生労働省通知による。</p> <p>1. 補装具の定義</p> <p>補装具とは、障害者又は障害児の身体機能を補完又は代替するための更生用の用具として次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完、代替するもので、障害個別に対応して設計・加工されたもの</p> <p>(2) 身体に装着（装用）して日常生活又は就学・就労に用いるもので、同一製品を継続して使用するもの</p> <p>(3) 給付に際して専門的な知見（医師の判定書又は意見書等）を要するもの</p> <p>2. 対象者</p> <p>(1) 身体障害者手帳の交付を受けている者であって、更生相談所等の判定により補装具費の支給が必要な障害状況と認められる者であること。</p> <p>ただし、市町村民税課税世帯で、本人又は世帯員のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が 4 6 万円以上の者の場合は除く。</p> <p>3. 補装具の種目及び金額</p>

補装具の種目及び費用の金額は、補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）による。

○補装具費支給事務取扱指針について

平成18年9月29日障発第0929006号

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知

（最終改正：障発第0331第3号平成27年3月31日）

別添

補装具費支給事務取扱指針

第1 基本的事項

1 補装具費支給の目的について

(1) 補装具は、身体障害者、身体障害児及び難病患者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病（平成26年厚生労働省告示478号。以下「特殊の疾病告示」という。）に掲げる疾病による障害の程度が、当該障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度である者をいう。以下同じ。）（以下「身体障害者・児」という。）の失われた身体機能を補完又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用される用具であり、身体障害者及び18歳以上の難病患者等（以下「身体障害者」という。）の職業その他日常生活の効率の向上を図ることを目的として、また、身体障害児及び18歳未満の難病患者等（以下「身体障害児」という。）については、将来、社会人として独立自活するための素地を育成・助長すること等を目的として使用されるものであり、市町村は、補装具を必要とする身体障害者・児に対し、補装具費の支給を行うものである。

このため、市町村は、補装具費の支給に当たり、医師、理学療法士、作業療法士、身体障害者福祉司、保健師等の専門職員及び補装具の販売又は修理を行う業者（以下「補装具業者」という。）との連携を図りながら、身体障害者・児の身体の状況、性別、年齢、職業、教育、生活環境等の諸条件を考慮して行うものとする。

なお、その際、身体障害児については、心身の発育過程の特殊性を十分考慮する必要があること。

(2) 補装具を必要とする身体障害者・児及び現に装着又は装用（以下「装着等」という。）している身体障害者・児の状況を常に的確に把握し、装着等状況の観察、装着等訓練の指導等の計画的な支援を積極的に行うこと。

2 関係各法に基づく補装具給付との適用関係について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）以外の関係各法の規定に基づき補装具の給付等が受けられる者については、当該関係各法に基づく給付等を優先して受けるよう取り扱うものであること。

3 都道府県等の役割について（略）

第2 具体的事項

1 補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準の運用について

(1) 購入又は修理に要する費用の額及び消費税の取扱い等について

補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号。以下「告示」という。）の別表に定める価格は、別表の主材料、工作法又は基本構造、付属品等によった場合における上限の価格として定められているものであり、支給決定に当たっては、各種目における型式等の機能の相違及び特性等を勘案のうえ、画一的

な額の決定を行うことのないよう留意する必要があること。

なお、消費税法施行令第14条の4の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理を定める件（平成3年厚生省告示第130号）に基づいて消費税が課税されない物品に係る補装具費の支給については、補装具業者が材料仕入時に負担した消費税相当分を考慮し、別表の価格の100分の104.8に相当する額をもって、購入又は修理に要する費用の額の上限としているものである。

また、消費税が課税される物品に係る補装具費の支給については、別表の価格の100分の108に相当する額をもって、購入又は修理に要する費用の額の上限としているものである。

(2) 特例補装具費の支給について

身体障害者・児の障害の現症、生活環境その他真にやむを得ない事情により、告示に定められた補装具の種目に該当するものであって、別表に定める名称、型式、基本構造等によることができない補装具（以下「特例補装具」という。）の購入又は修理に要する費用を支給する必要がある場合の取扱いは次のとおりとすること。

ア 特例補装具費の支給の必要性及び当該補装具の購入又は修理に要する費用の額等については、更生相談所又は指定自立支援医療機関若しくは保健所（以下「更生相談所等」という。）の判定又は意見に基づき市町村が決定するものとする。

イ なお、身体障害児に係る特例補装具費の支給に当たっては、市町村は必要に応じ、補装具の構造、機能等に関する技術的助言を更生相談所に求めるものとする。

(3) 国等が設置する補装具製作施設と契約する場合の購入又は修理に要する費用の額について

購入又は修理に要する費用の額を告示本文第3項又は第4項に掲げる額の100分の95に相当する額とするものは、国、地方公共団体、日本赤十字社、社会福祉法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する補装具製作施設が自ら製作した補装具（完成用部品に係る部分を除く。）についてのみ適用されるものであって、当該施設が民間業者の製作した補装具をあっせん又は取次販売する場合には適用されないこと。

(4) 補装具費の支給対象となる補装具の個数について

補装具費の支給対象となる補装具の個数は、原則として1種目につき1個であるが、身体障害者・児の障害の状況等を勘案し、職業又は教育上等特に必要と認めた場合は、2個とすることができること。

この場合、当該種目について医学的判定を要しないと認める場合を除き、更生相談所等に助言を求めること。

(5) 耐用年数の取扱いについて

耐用年数は、通常の装着等状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数が示されたものであり、補装具費の支給を受けた者の作業の種類又は障害の状況等によっては、その実耐用年数には相当の長短が予想されるので、再支給の際には実情に沿うよう十分配慮すること。

なお、災害等本人の責任に拠らない事情により亡失・毀損した場合は、新たに必要と認める補装具費を支給することができること。

また、骨格構造義肢については、必要に応じて部品の交換を行うことにより長期間の使用が可能であることから、耐用年数を規定していないところであるが、部品の交換のみによっては、その後の適正な使用が真に困難な場合又は部品の交換によることよりも再支給を行うことの方が真に合理的・効果的であると認められる場合にあつては、再支給を行って差し支えないこと。

(6) 修理基準に規定されていない修理の取扱いについて

	<p>修理基準の種目欄、名称欄、型式欄又は修理部位欄に定められていないものに係る修理が必要な場合には、他の類似種目の修理部位等を参考とし、又はそれらの個々について原価計算による見積り若しくは市場価格に基づく適正な額を決定し、修理に要する費用として支給することができること。</p> <p>(7) 差額自己負担の取扱いについて</p> <p>補装具費支給の必要性を認める補装具について、その種目、名称、型式、基本構造等は支給要件を満たすものであるが、使用者本人が希望するデザイン、素材等を選択することにより基準額を超えることとなる場合は、当該名称の補装具に係る基準額との差額を本人が負担することとして支給の対象とすることは、差し支えないこと。</p> <p>(8) 介護保険による福祉用具貸与との適用関係について</p> <p>65歳以上（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項第2号に規定する特定疾病により、同条第1項に規定する要介護状態（以下「要介護状態」という。）又は同条第2項に規定する要介護状態となるおそれがある状態（以下「要支援状態」という。）に該当する者については、40歳以上65歳未満）の身体障害者であって要介護状態又は要支援状態に該当するものが、介護保険の福祉用具と共通する補装具を希望する場合には、介護保険による福祉用具の貸与が優先するため、原則として、本制度においては補装具費の支給をしない。</p> <p>ただし、オーダーメイド等により個別に製作する必要があると判断される者である場合には、更生相談所の判定等に基づき、本制度により補装具費を支給して差し支えないこと。</p> <p>2 補装具費支給に係る事務処理について（略）</p> <p>3 支給決定の時期等について（略）</p> <p>4 関係帳簿について（略）</p> <p>5 代理受領について（略）</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>40日</p>
備 考	
設 定 日	平成27年10月31日